



市章

大津市公報

平成24年12月25日
号外(第57号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

規	則	
123	大津市行政改革推進委員会規則	1
124	大津市公共施設マネジメント推進委員会規則	2
125	大津市入札監視委員会規則	3
126	大津市協働提案事業審査委員会規則	4
127	大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会規則	4
128	大津市湖都文化推進審議会規則	5
129	大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会規則	6
130	大津市老人ホーム入所判定委員会規則	7
131	大津市福祉有償運送運営協議会規則	8
132	大津市地域包括支援センター運営協議会規則	9
133	大津市健康おおつ21(第2次計画)策定委員会規則	10
134	大津市医療福祉推進協議会規則	11
135	大津市予防接種健康被害調査委員会規則	12
136	大津市予防接種協議会規則	12
137	大津市肺がん検診協議会規則	13
138	大津市消化器がん検診協議会規則	14
139	大津市歯科保健推進協議会規則	15
140	大津市乳がん検診協議会規則	15
141	大津市小児慢性特定疾患対策協議会規則	16
142	大津市森林整備推進審議会規則	17
143	大津市農政審議会規則	18
144	大津市びわ湖大津館の利活用審議会規則	19
145	大津市大規模盛土造成地調査検討委員会規則	19
146	大津市民病院経営評価委員会規則	20
147	大津市メディカルコントロール協議会規則	21
148	大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則	22
149	大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例施行規則	25
150	大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	27
151	大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則	52
152	大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	52
153	大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	52
154	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	55
155	大津市美術展覧会開催規則の一部を改正する規則	59

規 則

大津市行政改革推進委員会規則を公布する。
平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第123号

大津市行政改革推進委員会規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行政改革に関する基本方針及び計画の策定並びに行政改革の推進に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策調整部企画調整課行政改革推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年5月30日までとする。

大津市公共施設マネジメント推進委員会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第124号

大津市公共施設マネジメント推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市公共施設マネジメント推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

公共施設に関する基本方針及び計画の策定に関すること。

公共施設の管理の最適化その他マネジメントの推進に関すること。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策調整部企画調整課行政改革推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

大津市入札監視委員会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第125号

大津市入札監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、市長が発注した工事等に関する次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

入札及び契約手続の運用状況等に関すること。

一般競争入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由等に関すること。

一般競争入札に係る入札参加資格がないとしたこと、公募型指名競争入札において指名をしなかったこと及び指名停止等の措置に対する再苦情(当初の苦情に対する説明を不服とする者が再度申し立てた苦情をいう。)に関すること。

前3号に掲げるもののほか、入札及び契約手続に関し市長が必要と認めること。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

大津市協働提案事業審査委員会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第126号

大津市協働提案事業審査委員会規則

(趣旨)

- 第1条** この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市協働提案事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条** 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

市が指定し、又は提案者自らが企画するテーマについて市民・市民団体又は事業者が提案する大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例(平成23年条例第1号)第12条第1項に規定する協働事業(以下「テーマ型提案事業」という。)の選定に関すること。

テーマ型提案事業の評価その他テーマ型提案事業の実施に関し市長が必要と認めること。

(委員の任期)

- 第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 委員は、再任されることができる。
- 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

- 第4条** 委員会に委員長を置き、市長が指名する市職員のうち、市長が指定する者をもって充てる。

- 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、審査に係る部分については非公開とする。
- 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

- 第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

- 第7条** 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

(庶務)

- 第8条** 委員会の庶務は、市民部自治協働課において処理する。

(その他)

- 第9条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第127号

大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

地域の課題解決又はまちの活性化を図るために市民・市民団体が企画し、及び実施する協働によるまちづくり活動で、市がその経費の一部を補助するパワーアップ・市民活動応援事業の選定に関すること。

パワーアップ・市民活動応援事業に対する補助金の交付に関すること。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、市長が指名する市職員のうち、市長が指定する者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、審査に係る部分については非公開とする。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民部自治協働課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

大津市湖都文化推進審議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第128号

大津市湖都文化推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市湖都文化推進審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定める

ものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

大津市文化振興計画に基づく文化振興施策の推進及びその進行管理に関すること。

前号に掲げるもののほか、文化振興施策の推進に関し市長が必要と認めること。

(委員の数等)

第 3 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 2 人以内

教育関係者 1 人

芸術・文化関係団体から選出された者 1 人

観光・商工関係団体から選出された者 3 人以内

関係事業者から選出された者 2 人以内

市長が行う委員の公募に応募した市民 1 人

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民部文化・青少年課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 7 月 21 日までとする。

大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会規則を公布する。

平成 24 年 12 月 25 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 129 号

大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例 (平成 24 年条例第 49 号。以下「条例」という。) 第 4 条の規定に基づき、大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会 (以下「委員会」という。) の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、身近な地域の福祉に関する課題を解決するために市民団体等が実施する事業で、市がその経費の一部又は全部を補助する市民提案による地域福祉推進事業 (第 5 条第 4 項において「事業」という。) の選定のために必要な事項を審査するとともに、市長の諮問に応じ、大津市市民提案による地域福祉推進事業補助金の交付に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

第 3 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 2 人

福祉関係団体から選出された者 1 人

市長が指名する市職員 1 人

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、事業の選定に係る審査に限り、非公開とする。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉子ども部福祉政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

大津市老人ホーム入所判定委員会規則を公布する。

平成 24 年 12 月 25 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 130 号

大津市老人ホーム入所判定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成 24 年条例第 49 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、大津市老人ホーム入所判定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 11 条第 1 項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所の委託の措置及び養護受託者に対する養護の委託の措置の要否に関すること。

市長が必要と認めた者に係る前号に掲げる措置の継続の要否に関すること。

(委員の数等)

第 3 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

医師 1 人

老人福祉施設長 2 人

市長が指名する市職員 2 人

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康保険部健康長寿課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

大津市福祉有償運送運営協議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第131号

大津市福祉有償運送運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の規定に基づき、特定非営利活動法人等が自家用有償旅客運送(福祉有償運送に限る。)の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更の登録を含む。)を申請した場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

前号に掲げるもののほか、福祉有償運送に関し市長が必要と認めること。

(委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 1人

タクシー等の事業者又は運転者が組織する団体から選出された者 4人以内

福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等から選出された者 3人以内

関係行政機関から選出された者 1人

福祉関係団体から選出された者 3人以内

市長が指名する市職員 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第 7 条 委員は、自己、配偶者又は 3 親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

(判定部会)

第 8 条 道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号) 第 49 条第 3 号八及び二に掲げる者について福祉有償運送の対象とすることの適否を審査するため、協議会に判定部会を置く。

2 判定部会は、第 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 6 号の委員各 1 人をもって組織するものとする。

3 協議会は、判定部会の判定結果を尊重するものとする。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、健康保険部健康長寿課において処理する。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第 3 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 6 月 30 日までとする。

大津市地域包括支援センター運営協議会規則を公布する。

平成 24 年 12 月 25 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 132 号

大津市地域包括支援センター運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例 (平成 24 年条例第 49 号。以下「条例」という。) 第 4 条の規定に基づき、大津市地域包括支援センター運営協議会 (以下「協議会」という。) の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

地域包括支援センター (以下「センター」という。) の担当圏域に関すること。

センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託に関すること。

センターの行う介護予防支援業務の公平及び中立性の評価に関すること。

センターの行う業務に係る方針に関すること。

センターの運営に関すること。

センターの職員の確保に関すること。

地域包括ケアに関すること。

その他センターの運営に関し市長が必要と認めること。

(委員の数等)

第 3 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 2 人以内

市民団体から選出された者 1 人

医療福祉の関係機関又は団体から選出された者 7人以内

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康保険部健康長寿課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成27年4月12日までとする。

大津市健康おおつ21(第2次計画)策定委員会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第133号

大津市健康おおつ21(第2次計画)策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市健康おおつ21(第2次計画)策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく健康増進計画として健康おおつ21(第2次計画)を策定するために必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 4人

市民団体から選出された者 2人

医療福祉の関係機関又は団体から選出された者 6人

関係行政機関から選出された者 1人

事業者団体から選出された者 1人

市長が行う委員の公募に応募した市民 2人

2 委員の任期は、平成25年1月1日から同年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
- 第5条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席)
- 第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)
- 第7条** 委員会の庶務は、健康保険部保健所保健総務課において処理する。
(その他)
- 第8条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
- 附 則**
この規則は、平成25年1月1日から施行する。

大津市医療福祉推進協議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第134号

大津市医療福祉推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市医療福祉推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

医療福祉 保健サービス、医療サービス及び介護を含む福祉サービスの関係者が、地域住民のニーズに応じ、連携及び協力して、一体的かつ系統的にこれらのサービスを地域住民に提供することをいう。

医療福祉体制 医療福祉を実現するための体制をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

本市の医療福祉の現状及び課題に係る調査並びに研究に関すること。

本市の医療福祉に係る将来像の検討に関すること。

本市の医療福祉を充実させるための方策に関すること。

前3号に掲げるもののほか、医療福祉体制の整備に関し市長が必要と認めること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康保険部保健所保健総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

大津市予防接種健康被害調査委員会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第135号

大津市予防接種健康被害調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大津市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、予防接種に起因して発生した健康被害及びその事後対策について必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 1人

医療関係団体から選出された者 3人

市長が指名する市職員 1人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康保険部保健所保健予防課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

大津市予防接種協議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第136号

大津市予防接種協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大津市予防接種協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

予防接種事業の推進に関すること。

予防接種事業関係者との連携及び協力に関すること。

予防接種事故の防止に関すること。

その他予防接種事業の円滑な実施に関し市長が必要と認めること。

（委員の数等）

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 3人

医療関係団体から選出された者 4人

市長が指名する市職員 2人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康保険部保健所保健予防課において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

大津市肺がん検診協議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第137号

大津市肺がん検診協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大津市肺がん検診協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

肺がん検診の運営に関すること。

肺がん検診の精度管理及び評価に関すること。

前2号に掲げるもののほか、肺がん検診の実施に関し市長が必要と認めること。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康保険部保健所健康推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。

大津市消化器がん検診協議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第138号

大津市消化器がん検診協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市消化器がん検診協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

胃がん検診及び大腸がん検診の運営に関すること。

胃がん検診及び大腸がん検診の精度管理及び評価に関すること。

前2号に掲げるもののほか、消化器がん検診の実施に関し市長が必要と認めること。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康保険部保健所健康推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成26年 5 月31日までとする。

大津市歯科保健推進協議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第139号

大津市歯科保健推進協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、大津市歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

歯科保健事業の推進に関すること。

歯科保健事業の啓発及び普及向上に関すること。

歯科保健事業の進捗状況に関すること。

前 3 号に掲げるもののほか、歯科保健事業の実施に関し市長が必要と認めること。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康保険部保健所健康推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成26年 5 月31日までとする。

大津市乳がん検診協議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第140号

大津市乳がん検診協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市乳がん検診協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

乳がん検診の運営に関すること。

乳がん検診の精度管理及び評価に関すること。

前2号に掲げるもののほか、乳がん検診の実施に関し市長が必要と認めること。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康保険部保健所健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。

大津市小児慢性特定疾患対策協議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第141号

大津市小児慢性特定疾患対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市小児慢性特定疾患対策協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、第1号に掲げる事項について審査するとともに、市長の諮問に応じ、第2号及び第3号に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者の認定に関すること。

小児慢性特定疾患の治療方法に関する動向の検討及び小児慢性特定疾患治療研究事業の評価に関すること。

その他小児慢性特定疾患治療研究事業の実施に関し市長が必要と認めること。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 第2条第1号に掲げる事項を審議するため、協議会に、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する部会を置く。

2 部会を構成する委員は、3人とする。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の会議は、その部会に属する委員全員が出席しなければ、開くことができない。

5 部会の議事は、その部会に属する委員の過半数で決する。

第8条 前条第4項及び第5項の規定にかかわらず、部会は、その審議する事項について、書面により決議することができる。

2 前項の規定による決議は、その部会に属する委員の過半数で決する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康保険部保健所健康推進課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

大津市森林整備推進審議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第142号

大津市森林整備推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市森林整備推進審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

大津市森林整備計画の策定等に関すること。

林道の適正管理に関すること。

前2号に掲げるもののほか、森林整備及び林業振興施策の推進に関し市長が必要と認めること。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、産業観光部農林水産課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

大津市農政審議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第143号

大津市農政審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市農政審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定等に係る審査を行うとともに、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づく農業振興地域整備計画の策定等に関すること。

前号に掲げるもののほか、農業振興施策の推進に関し市長が必要と認めるとき。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、産業観光部農林水産課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

大津市びわ湖大津館の利活用審議会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第144号

大津市びわ湖大津館の利活用審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市びわ湖大津館の利活用審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、びわ湖大津館の利活用に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 2人以内

市民団体から選出された者 2人以内

企業関係者 2人以内

事業者団体から選出された者 1人

指定管理者から選出された者 1人

市長が指名する市職員 1人

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画部公園緑地課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

大津市大規模盛土造成地調査検討委員会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第145号

大津市大規模盛土造成地調査検討委員会規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例 (平成24年条例第49号。以下「条例」という。) 第 4 条の規定に基づき、大津市大規模盛土造成地調査検討委員会 (以下「委員会」という。) の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地において実施する地盤の変動予測調査に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議 (以下「会議」という。) は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、都市計画部開発調整課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成27年 3 月31日までとする。

大津市民病院経営評価委員会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第146号

大津市民病院経営評価委員会規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例 (平成24年条例第49号。以下「条例」という。) 第 4 条の規定に基づき、大津市民病院経営評価委員会 (以下「委員会」という。) の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

市民病院の経営に係る基本方針及び経営計画に基づく年次計画の策定に関すること。

市民病院の経営計画等の点検及び評価に関すること。

前 2 号に掲げるもののほか、市民病院の経営に関し市長が必要と認めること。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民病院事務局病院総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

大津市メディカルコントロール協議会規則を公布する。

平成 24 年 12 月 25 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 147 号

大津市メディカルコントロール協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成 24 年条例第 49 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、大津市メディカルコントロール協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

救急救命士に対する指示体制並びに救急隊員に対する指導及び助言体制の整備に関すること。

救急隊員の病院実習等の調整に関すること。

地域における効果的な救急搬送体制及び救急医療体制に係る検証に関すること。

救急活動の事後検証に用いる救急活動記録及び事後検証票の記載事項の策定に関すること。

救急業務の実務に必要な各種実施手順の策定に関すること。

傷病者の受入れに係る連絡体制の調整その他の救急搬送体制及び救急医療体制の調整に関すること。

病院外で行われる救護体制に精通した医師の養成に関すること。

救急隊員並びに医師及び看護師に対する国際及び国内標準処置法の普及に関すること。

市民に対する応急手当の普及に関すること。

その他地域の病院外で行われる救護体制の整備に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

救急医療の関係機関又は団体等が推薦する者 6 人以内

関係行政機関から選出された者 1 人

市長が指名する市職員 3 人以内

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（関係者の出席）
- 第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
- 第 7 条 協議会の庶務は、消防局警防課において処理する。
（その他）
- 第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- （施行期日）
- 1 この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。
（委員の任期の特例）
- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第 3 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成25年 6 月22日までとする。

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則を公布する。
平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第148号

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（案内標識の記号の大きさ）

第 2 条 案内標識の記号の大きさは、次の表に定めるとおりとする。

案内標識		記号の大きさ（単位：センチメートル）
種類	番号	
待避所	116 の 3	
駐車場	117 - A	
登坂車線	117 の 2 - A	



総重量限度緩和指定道路	118 の 3 - A	
	118 の 3 - B	
高さ限度緩和指定道路	118 の 4 - A	
	118 の 4 - B	
道路の通称名	119 - A	
	119 - B	
	119 - C	
まわり道	120 - A	




2 市町村 (101)、都府県 (102 - A)、方面、方向及び距離 (105 - A、105 - B 及び 105 - C)、方面及び距離 (106 - A)、方面及び方向の予告 (108 - A 及び 108 - B)、方面及び方向 (108 の 2 - A 及び 108 の 2 - B)、方面、方向及び道路の通称名の予告 (108 の 3)、方面、方向及び道路の通称名 (108 の 4) 及び著名地点 (114 - B) を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの 1.7 倍以下の大きさとする。

3 駐車場 (117 - A) を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の 0.7 倍以下の大きさとする。

(警戒標識の記号の大きさ)

第 3 条 警戒標識の記号の大きさは、次の表に定めるとおりとする。

警戒標識		記号の大きさ (単位 : センチメートル)
種類	番号	
+ 形道路交差点あり	201 - A	
右 (又は左) 方屈曲あり	202	
信号機あり	208 の 2	
落石のおそれあり	209 の 2	
路面凹凸あり	209 の 3	
合流交通あり	210	

車線数減少	211	
幅員減少	212	
二方向交通	212 の 2	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例施行規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第149号

大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例施行規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、大津市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(堤防の管理用通路)

第 2 条 条例第11条に規定する管理用通路は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。

建築限界は、河川管理施設等構造令施行規則（昭和51年建設省令第13号。以下「省令」という。）第15条第2号に定めるところによること。

(床止めの設置に伴い必要となる護岸)

第 3 条 条例第17条に規定する護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。

前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。

河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、河岸又は堤防の高さとすること。

低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

(床止めの設置に伴い必要となる魚道)

第4条 条例第18条に規定する魚道の構造は、次に定めるところによるものとする。

床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。

床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

(可動堰の可動部のゲートに作用する荷重)

第5条 条例第21条第4項に規定する貯留水による静水圧の力、地震時におけるゲートの慣性力及び地震時における貯留水による動水圧の力は、省令第20条第1項において読み替えて準用する省令第4条、第6条及び第7条に定めるところにより計算するものとする。

2 可動堰の可動部のゲートの構造計算に用いる設計震度は、強震帯地域及び中震帯地域にあつては0.12、弱震帯地域にあつては0.10とする。

3 可動堰の可動部のゲートについては、第1項に規定するもののほか、必要に応じ、洪水時における動水圧その他のゲートに作用する荷重を計算するものとする。

(可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造)

第6条 可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造の基準は、前条に規定するもののほか、次に定めるところによるものとする。

ゲートの起立時における上端の高さは、計画横断形に係る低水路の河床の高さと計画高水位との中間位以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするとき、又は治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、ゲートの起立時における上端の高さを堤内地盤高又は計画高水位のうちいずれか低い方の高さ以下とすることができる。

ゲートの直高は、3メートル以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とときは、この限りでない。

(堰の設置に伴い必要となる護岸等)

第7条 第3条及び第4条の規定は、堰の設置に伴い必要となる護岸及び魚道について準用する。この場合において、第3条及び第4条中「床止め」とあるのは、「堰」と読み替えるものとする。

(管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造)

第8条 条例第33条第2項に規定する管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造は、次に定めるところによるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。

管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

(水門又は樋門の設置に伴い必要となる護岸)

第9条 河川又は水路を横断して設ける水門又は樋門の設置に伴い必要となる護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

水門が横断する河川に設ける護岸については、第3条各号の規定を準用する。この場合において、同条第1号及び第3号中「床止め」とあるのは「水門」と、同条第1号中「上流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の上流側」と、「下流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の下流側」と読み替えるものとする。

水門又は樋門が横断する河岸又は堤防に設ける護岸は、当該水門及び樋門の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第3条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは「水門又は樋門」と読み替えるものとする。

(取水塔の設置に伴い必要となる護岸)

第10条 取水塔の設置に伴い必要となる護岸は、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合を除き、取水塔の上流端及び下流端から上流及び下流にそれぞれ取水塔と河岸又は堤防との距離の2分の1(10メートル未満となる場合は、10メートル)の距離の地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第3条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは「取水塔」と読み替えるものとする。

(橋面)

第11条 条例第43条第2項の規則で定める橋の部分は、地覆その他流水が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分とする。

(橋の設置に伴い必要となる護岸)

第12条 橋の設置に伴い必要となる護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

河岸又は堤防に橋台を設けるときは、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。

護岸の高さについては、第3条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは「橋」と読み替えるものとする。

(管理用通路の保全のための橋の構造)

第13条 条例第45条に規定する管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋(取付部を含む。)の構造は、管理用通路(管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路)の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

(適用除外の対象とならない区域)

第14条 条例第46条第1項の規則で定める要件に該当する区域は、橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域とする。

(治水上の影響が著しく小さい橋)

第15条 条例第46条第1項の規則で定める橋は、次に掲げるものとする。

高水敷に設ける橋で小規模なもの

低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたもの

(小河川の特例)

第16条 条例第54条に規定する小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次に定めるところによることができる。

堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満である場合にあっては2メートル以上、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル以上である場合にあっては2.5メートル以上とすること。

堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすること。

堤防に設ける管理用通路は、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は、2.5メートル以上とし、建築限界は、省令第36条第3号に定めるところによること。

伏せ越しについては、条例第51条中「20メートル」とあるのは「10メートル」と、「2メートル」とあるのは「1メートル」と読み替えて同条の規定を適用すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第150号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例(平成24年条例第61号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込み及び決定)

第2条 条例第5条第1項の規定による入居の申込みは、1世帯(条例第4条に規定する入居資格のある者が同条第1号に規定する仮換地の指定の効力発生の日において属していた世帯に限る。)につき1戸に限りすることができる。

2 条例第5条第1項の規定により入居の申込みをする者(以下「入居申込者」という。)は、都市再生住宅入居申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要に応じ、入居申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族に関する次に掲げる書類の提出を求めることができる。

居住を証する書類

収入の額を証する書類
 市町村税及び国民健康保険料の完納を証する書類
 婚姻（予約を含む。）を証する書類
 その他市長が必要と認める書類

（入居の手続）

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の請書は、都市再生住宅入居請書（様式第 2 号）とする。

- 2 入居決定者は、やむを得ない事由により条例第 7 条第 1 項に定める期間内に請書を提出できないときは、入居手続遅延理由書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の理由書の提出があった場合において、適当であると認めるときは、条例第 7 条第 2 項の規定により入居の手続に係る期間を指示するものとする。

（連帯保証人）

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の連帯保証人は、市町村税を完納しているものでなければならない。

- 2 市長は、連帯保証人に対し、次に掲げる書類を提出させることができる。

市町村税完納証明書
 印鑑証明書
 その他市長が必要と認める書類

- 3 連帯保証人は、入居者の都市再生住宅の入居に関し、当該入居者と連帯して責任を負うものとする。
- 4 市長は、入居者が届け出た連帯保証人が適当でないとき、入居者に対し、連帯保証人の変更を命ずることができる。
- 5 入居者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更しようとするときは、新たに連帯保証人となる者の連署する連帯保証人変更申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。
- 6 入居決定者は、条例第 7 条第 3 項の規定により連帯保証人の免除を受けようとするときは、連帯保証人免除申請書（様式第 5 号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、連帯保証人の連署を必要としないことができる。

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者で、連帯保証人を立てることが困難であるもの

その他市長が特に必要と認める者

（共益費の徴収）

第 5 条 市長は、入居者の共通の利益を図るため、条例第 9 条において読み替えて準用する大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 25 号。以下「市営住宅条例」という。）第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる費用として入居者から共益費を徴収することができる。

- 2 共益費の納付については、条例第 9 条において読み替えて準用する市営住宅条例第 17 条の家賃の納付に関する規定を準用する。
- 3 共益費の額及び算定方法は、市長が別に定める。

（大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定の読替え）

第 6 条 条例第 9 条の規定により市営住宅条例第 11 条の 2、第 12 条、第 14 条の 2、第 15 条（同条第 1 号を除く。）、第 17 条、第 19 条から第 24 条まで、第 35 条、第 36 条、第 50 条、第 51 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 52 条並びに第 53 条の規定を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 11 条の 2 第 1 項	市営住宅	都市再生住宅
第 11 条の 2 第 2 項	第 4 条第 1 項	大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成 24 年条例第 61 号。以下「都市再生住宅条例」という。）第 4 条
第 12 条第 1 項	市営住宅	都市再生住宅
第 12 条第 2 項	第 4 条第 1 項	都市再生住宅条例第 4 条
第 14 条の 2 第 1 項	市営住宅（地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。）	都市再生住宅
第 14 条の 2 第 2 項	第 50 条	都市再生住宅条例第 9 条において読み替えて準用する第 50 条

第17条第1項	第11条第5項の規定により通知された入居可能日	都市再生住宅条例第7条第1項の規定による請書を提出した日
	市営住宅	都市再生住宅
	第29条第1項又は第32条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれが早い日、第36条第1項	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する第36条第1項
第17条第4項	市営住宅	都市再生住宅
第17条第5項	第35条	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する第35条
第19条第1項第3号	共同施設又は	階段、廊下等の共用部分に係る水道、下水道及び電気の使用料並びに
第19条第1項第4号	前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設	破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分
第19条第2項及び第20条	市営住宅又は共同施設	都市再生住宅
第20条の2から第23条まで及び第24条第1項	市営住宅	都市再生住宅
第35条第1項	市営住宅	都市再生住宅
	住宅監理員（法第33条の規定により市長が任命する者をいう。以下同じ。）	都市再生住宅監理員
第35条第2項	第24条第1項	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する第24条第1項
	市営住宅	都市再生住宅
第36条第1項	市営住宅の明渡し	都市再生住宅の明渡し
第36条第1項第3号	市営住宅又は共同施設	都市再生住宅
第36条第1項第4号	市営住宅	都市再生住宅
第36条第1項第6号	第11条の2第1項	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する第11条の2第1項
第36条第1項第7号及び第8号並びに第2項	市営住宅	都市再生住宅
第36条第3項	近傍同種の住宅の家賃の額（地域特別賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅にあっては、第13条第5項の規定により市長が定める額。以下同じ。）	契約家賃の額
	市営住宅	都市再生住宅
	近傍同種の住宅の家賃の額の2倍	契約家賃の額の2倍
第36条第4項	市営住宅	都市再生住宅
	近傍同種の住宅の家賃の額	契約家賃の額
第36条第5項から第7項まで	市営住宅	都市再生住宅

第50条第1項	第13条第1項、第27条第1項、第28条の2第2項若しくは第29条の2第1項の規定による家賃若しくは割増賃料	都市再生住宅条例第8条の規定による家賃
	、第14条第2項の規定による地域特別賃貸住宅の家賃の特例、第14条第3項の規定による特定公共賃貸住宅の家賃の特例、第15条（第27条第2項、第28条の2第3項又は第29条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第30条の規定によるあっせん等、第32条第1項の規定による明渡請求又は第33条の規定による市営住宅への入居の措置	又は都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する第15条（第1号を除く。）の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予
	市営住宅の入居者	都市再生住宅の入居者
第51条第1項	住宅監理員	都市再生住宅監理員
第51条第2項	住宅監理員	都市再生住宅監理員
	市営住宅及び共同施設	都市再生住宅
	市営住宅及びその環境	都市再生住宅及びその環境
第51条第5項	住宅監理員及び住宅管理人	都市再生住宅監理員
第52条第1項	市営住宅	都市再生住宅
	住宅監理員	都市再生住宅監理員
第52条第2項	市営住宅	都市再生住宅

(準用)

第7条 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）第15条、第16条、第17条（第2項第3号を除く。）、第19条の2（第2項及び第4項を除く。）、第20条（第2項を除く。）、第22条、第23条、第25条、第26条、第31条及び第38条の規定は、都市再生住宅について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条第1項	市営住宅への	都市再生住宅への
	市営住宅同居承認申請書（様式第10号）	都市再生住宅同居承認申請書（大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年規則第150号。以下「都市再生住宅条例施行規則」という。）様式第6号）
第15条第2項	条例第11条の2第2項	大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号。以下「都市再生住宅条例」という。）第9条において読み替えて準用する条例第11条の2第2項
第15条第2項第2号	条例第4条第1項第4号及び第6号	都市再生住宅条例第4条第3号
第15条第2項第3号	条例第36条第1項第1号から第6号まで	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第36条第1項第1号から第6号まで

第15条第2項第4号	市営住宅	都市再生住宅
	条例第36条第1項第1号から第6号まで	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第36条第1項第1号から第6号まで
	条例第36条第8項	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第36条第8項
第16条第1項及び第2項	異動届(様式第11号)	異動届(都市再生住宅条例施行規則様式第7号)
第17条第1項	条例第12条	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第12条
	市営住宅入居承継承認申請書(様式第12号)	都市再生住宅入居承継承認申請書(都市再生住宅条例施行規則様式第8号)
第17条第2項	条例第12条第2項	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第12条第2項
	市営住宅	都市再生住宅
第17条第2項第4号	条例第4条第1項第6号	都市再生住宅条例第4条第3号
第17条第2項第5号	条例第36条第1項第1号から第6号まで	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第36条第1項第1号から第6号まで
第19条の2第1項	条例第14条の2第1項	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第14条の2第1項
	収入申告書(様式第15号)	収入申告書(都市再生住宅条例施行規則様式第9号)
	毎年度市営住宅の団地ごとに	毎年度、
第19条の2第3項	条例第14条の2第4項	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第14条の2第4項
	前項の通知	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第14条の2第3項の規定による収入の額を認定した旨の通知
	収入の額の認定に関する意見書(様式第18号)	収入の額の認定に関する意見書(都市再生住宅条例施行規則様式第10号)
第20条第1項	条例第15条	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第15条(第1号を除く。)
	市営住宅家賃減免申請書(様式第21号)	都市再生住宅家賃減免申請書(都市再生住宅条例施行規則様式第11号)
	市営住宅家賃徴収猶予申請書(様式第22号)	都市再生住宅家賃徴収猶予申請書(都市再生住宅条例施行規則様式第12号)
第22条	家賃	家賃及び共益費
	市営住宅家賃督促状(様式第26号)を発するものとする	、期限を指定してこれを督促しなければならない
第23条第1項	家賃	家賃、共益費
	当該入居者に市営住宅家賃過誤納金還付通知書(様式第27号)により	当該入居者に
第23条第3項	家賃	家賃又は共益費
	当該還付を受けるべき者に市営住宅家賃過誤納金充当通知書(様式第28号)により	当該還付を受けるべき者に

第25条	条例第21条	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第21条
	市営住宅不使用届出書(様式第29号)	都市再生住宅不使用届出書(都市再生住宅条例施行規則様式第13号)
第25条の2第1項	条例第23条ただし書	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第23条ただし書
	市営住宅の	都市再生住宅の
	市営住宅一部用途変更承認申請書(様式第30号)	都市再生住宅一部用途変更承認申請書(都市再生住宅条例施行規則様式第14号)
第25条の2第2項	当該市営住宅	当該都市再生住宅
	決定し、市営住宅一部用途変更承認・不承認通知書(様式第31号)により当該入居者に通知するものとする	決定するものとする
第26条第1項	条例第24条第1項ただし書	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第24条第1項ただし書
第26条第2項	条例第24条第1項ただし書	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第24条第1項ただし書
	市営住宅の	都市再生住宅の
	市営住宅模様替え・増築工事承認申請書(様式第32号)	都市再生住宅模様替え・増築工事承認申請書(都市再生住宅条例施行規則様式第15号)
第26条第3項	当該市営住宅	当該都市再生住宅
	決定し、市営住宅模様替え・増築工事承認・不承認通知書(様式第33号)により当該入居者に通知するものとする	決定するものとする
第31条	条例第35条	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第35条
	市営住宅明渡届(様式第39号)	都市再生住宅明渡届(都市再生住宅条例施行規則様式第16号)
第38条	条例第51条第1項	都市再生住宅条例第9条において読み替えて準用する条例第51条第1項
	住宅監理員	都市再生住宅監理員
	市営住宅及び共同施設	都市再生住宅
	家賃	家賃及び共益費
	市営住宅及びその環境	都市再生住宅及びその環境

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行前に同項に規定する行為を行う場合には、この規則の施行前であっても、この規則の規定に基づき当該行為を行うものとする。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

受付 番号	
----------	--

都 市 再 生 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申 込 者 住 所

氏 名 印

電 話 番 号

下記のとおり相違ありませんので、都市再生住宅の入居を申し込みます。

なお、調査の結果、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるときその他入居資格を満たさないときは、この申込みは無効となり申込者が失格となっても異議を申し立てないことを誓約します。

また、資格審査のため、市が必要に応じて警察署その他の関係機関に照会されることに同意します。

入 居 申 込 住 宅		大津駅西地区都市再生住宅 号室					
入 居 予 定 者	続柄	氏 名	生年月日	勤務先又は職業	所得金額		
	本人						
別居 扶養 親族							
現在の住まい			借家	アパート	その他		
			入居時期			年	月
			家賃			円（共益費を除く。）	
添付書類							
1 入居予定者の収入を証明する書類							
2 入居予定者の住民票記載事項証明書							
3 入居予定者の市町村税納税（完納）証明書							
4 その他市長が必要と認める書類							
調 査 日	年 月 日		調 査 員				
備考							

(注) の欄には、記入しないでください。

(裏)

収 入 月 額 計 算 書

所 得 金 額 () 円	-	{	同居・別居親族扶養控除 (380,000 × 人)	+	老人扶養控除 (100,000円 × 人)
+ 16歳以上23歳未満の者に 係る扶養控除 (250,000円 × 人)	+		障害者控除 (270,000 × 人)	+	特別障害者控除 (400,000円 × 人)
+ 寡婦 (寡夫) 控除 (270,000円 × 人)	}	÷ 12 =	収入月額 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div>		円

(注) 「所得金額」とは、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第 2 編第 2 章第 1 節から第 3 節までの例により算出したものをいう。

(注) 上記空欄には、記入しないでください。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(表)

都 市 再 生 住 宅 入 居 請 書

収入
印紙

(宛先)

大津市長

入居決定住宅	所在地	大津市御幸町 1 番 9 号		住宅名	大津駅西地区都市再生住宅 号室		
	建築年度	平成24年度	構造	鉄筋コンクリート造		面積	m ²
	家賃	月額 円					
	共益費	月額 円					
	借上期間	2033年 2 月28日まで					
入居者及び同居者	氏名	続柄	生年月日	職業(勤務先)及び所在地			
		本人					

上記のとおり都市再生住宅の入居の決定を受けたので、大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示を堅く守り、違反しないことを誓約します。

万一、都市再生住宅の返還の届出をせずに退去した場合には、残した財産を市が処分されることを承諾します。

なお、入居者及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したときその他入居資格を失ったとき、又は都市再生住宅の借上期間が満了するときは、速やかに都市再生住宅を明け渡すことを誓約します。

また、入居後においても、資格審査のため、市が必要に応じて警察署その他の関係機関に照会されることに同意します。

年 月 日

入居者 住所

氏名 印

上記の者が大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に違反したときは、入居者と連帯して家賃その他の債務を履行することを保証します。

連帯保証人	住所	生年月日	
	氏名 印	職業又は勤務先	
	電話番号	入居者との続柄	
添付書類	連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後 3 か月以内のものに限る。) 連帯保証人の市町村税納税(完納)証明書		

(注) 1 連帯保証人は、市内に住所を有し、入居者と同程度又はそれ以上の収入があるものであること。

2 入居者は、入居後 2 週間以内に転居(入)届をし、住民票記載事項証明書を提出すること。

(裏)
遵 守 事 項

- 1 家賃及び共益費を滞納しないこと。
- 2 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号。以下「条例」という。）第9条において準用する大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）第14条の2の規定による収入に関する報告を行うこと。
- 3 都市再生住宅を転貸し、又はその使用权を譲渡しないこと。
- 4 都市再生住宅を善良な管理者の注意義務をもって保管すること。
- 5 都市再生住宅の周辺の環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 6 都市再生住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届け出ること。
- 7 都市再生住宅の鍵を受領した日から家賃の支払義務が生じることを了解すること。
- 8 その他条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従うこと。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

入居手続遅延理由書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付けの都市再生住宅入居決定書を受理しましたが、次の理由により15日以内に入居の手続ができないため、別に入居手続の期間の指示を求めます。

入居の決定を受けた住宅	大津駅西地区都市再生住宅 号室
入居手続遅延理由	

様式第 4 号 (第 4 条関係)

連 帯 保 証 人 変 更 申 請 書

年 月 日

(宛 先)

大津市長

(申 請 者) 住 所

住 宅 名 大津駅西地区都市再生住宅 号室

氏 名 印

電話番号

連帯保証人の変更について、次のとおり申請します。

旧連帯保証人_____

新連帯保証人_____

上記の申請者が大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に違反したときは、入居者と連帯して家賃その他の債務を履行することを保証します。

連 帯 保 証 人	住所	生 年 月 日	
	氏名	印	職 業 又 は 勤 務 先
	電話番号	入居者との続柄	
添 付 書 類	連帯保証人の印鑑登録証明書 (発行後 3 か月以内のものに限る。) 連帯保証人の市町村税納税 (完納) 証明書		

(注) 連帯保証人は、市内に住所を有し、入居者と同程度又はそれ以上の収入があるものであること。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

連 帯 保 証 人 免 除 申 請 書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所

氏 名

印

電話番号

私は、次の理由により、連帯保証人を確保することができないため、大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 4 条第 6 項の規定に基づき、連帯保証人の免除を申請します。

1 連帯保証人を確保できない理由

[Empty box for reasons]

2 緊急時の連絡先等

住所	生年月日	
氏名	印	職業又は勤務先
電話	入居者との続柄	

様式第 6 号 (第 7 条関係)

都市再生住宅同居承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所

住 宅 名 大津駅西地区都市再生住宅 号室

氏 名 印

電話番号

次の者を都市再生住宅に同居させたいので、その承認を申請します。

なお、同居させようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したときその他同居の要件を満たさないときは、不承認となっても異議を申し立てず、同居の承認後にあっては速やかに都市再生住宅を明け渡すことを誓約します。

また、資格審査のため、市が必要に応じて警察署その他の関係機関に照会されることに同意します。

同居を希望する者	入居者との続柄	生年月日	現住所	勤務先	所得金額
同居期間	年 月 日から 年 月 日まで				
理由					

(注) 同居させる者の所得証明書及び戸籍謄本を添付してください。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

異 動 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所

住 宅 名 大津駅西地区都市再生住宅 号室

氏 名 印

電話番号

入居者又は同居者に異動があったので、次のとおり届け出ます。

異動者氏名	続柄	生年月日	移転先住所	異動事由
				出生・婚姻・死亡 転出・その他
				出生・婚姻・死亡 転出・その他
				出生・婚姻・死亡 転出・その他
異 動 年 月 日	年 月 日			
異動の理由				
備考				

(注) 住民票記載事項証明書を添付してください。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

都市再生住宅入居承継承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所

住 宅 名 大津駅西地区都市再生住宅 号室

氏 名 印

電話番号

都市再生住宅の入居の承継をしたいので、次のとおり申請します。

なお、承継者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したときその他入居の承継の要件を満たさないときは、不承認となっても異議を申し立てず、承認後には速やかに都市再生住宅を明け渡すことを誓約します。

また、資格審査のため、市が必要に応じて警察署その他の関係機関に照会されることに同意します。

	氏 名	生年月日	異 動 年 月 日 死 亡 ・ 退 去 の 別	被承継者との続柄
被 承 継 者				本 人
承 継 者 (申 請 者)			—	
承 継 理 由				
備考				
1 添付書類	戸籍謄本・住民票など、被承継者と承継者（申請者）との続柄がわかるもの			
2 理 由	承継が許可されるのは、 <u>被承継者の死亡・離婚・内縁の解消・行方不明の場合</u> に限られます。（それ以外の場合で、被承継者が退去した場合は原則として都市再生住宅を明け渡していただきます。）			
3 承 継 者	入居の承継が認められる人は、被承継者の配偶者と 3 親等以内の親族又は婚姻若しくは養子縁組の予約者に限られます。ただし、3 親等以内の親族である場合は、被承継者の入居の時からその死亡若しくは退去の時まで引き続き同居していた者又はその死亡若しくは退去の時までの同居期間が 1 年以上である者に限られます。			

様式第 9 号 (第 7 条関係)

収 入 申 告 書

大津駅西地区都市再生住宅	号室	年	月	日	入居
--------------	----	---	---	---	----

氏 名	生年月日	続柄	所得金額	所得の種類	備 考
		本人	円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
合		計	円		

私及び同居者の前年中 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで) の収入について、上記のとおり証明書を添付の上、申告します。

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所
氏 名 印
電話番号

様式第10号 (第 7 条関係)

収入の額の認定に関する意見書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所

住 宅 名 大津駅西地区都市再生住宅 号室

氏 名 印

電話番号

先に収入の額の認定の通知を受けましたが、下記事由により収入月額の見直しを申し出ます。

記

(変更する者のみ記入してください。)

続柄	氏名	生年月日	変更発生年月日	変更理由

様式第11号 (第 7 条関係)

都市再生住宅家賃減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所

住 宅 名 大津駅西地区都市再生住宅 号室

氏 名 印

電話番号

次の事由により、都市再生住宅の家賃の減免を申請します。

申請事由	減免額	円		現在の家賃	円
	減免希望期間	年 月 日から 年 月 日まで			
減免事由					
入居者及び同居者	続柄	氏名	年齢	職業	収入月額
	本人				円
					円
					円
					円
生計状況	収入の部			支出の部	
	項目	金額		項目	金額
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円

(注) 同居者の転出、死亡等により収入月額が減少する場合は、この申請書の他に「異動届」が必要です。

様式第12号 (第 7 条関係)

都市再生住宅家賃徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所

住 宅 名 大津駅西地区都市再生住宅 号室

氏 名 印

電話番号

次の事由により、都市再生住宅の家賃徴収猶予を申請します。

徴収猶予希望期間	年 月 日から 年 月 日まで				
家賃徴収 猶予事由					
入居者及び 同居者	続柄	氏名	年齢	職業	収入月額
	本人				円
					円
					円
					円
					円
生計状況	収入の部			支出の部	
	項目	金額	項目	金額	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	

様式第13号 (第7条関係)

都市再生住宅不使用届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所

住 宅 名 大津駅西地区都市再生住宅 号室

氏 名 印

電話番号

都市再生住宅を15日以上使用しないため、大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例第9条において準用する大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

使用しない住宅	大津駅西地区都市再生住宅 号室	入居者	
不 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

様式第14号 (第 7 条関係)

都市再生住宅一部用途変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所

住 宅 名 大津駅西地区都市再生住宅 号室

氏 名 印

電話番号

都市再生住宅の一部を住宅以外の用途に併用したいので、次のとおりその承認を申請します。

併用の用途		
併用の理由		
併用する部分		平面図を2部添付すること。
併用する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
調査日	年 月 日	
調査員		
処理		

(注) の欄には、記入しないでください。

様式第15号 (第7条関係)

都市再生住宅 模様替え増築 工事承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所

住 宅 名 大津駅西地区都市再生住宅 号室

氏 名 印

電話番号

都市再生住宅の 模様替え増築 工事をしたいので、次のとおり承認を申請します。

模様替え・増築部分の 名 称 又 は 用 途				
模様替え 増 築 の 理 由				
模様替え 増 築 部分の	面積	配置図 平面図 (各2部添付してください。)		
	箇所			
	構造			
施 工 年 月 日	着工	年 月 日	完工	年 月 日
調査日	年 月 日			
調査員				
処 理				

(注) の欄には、記入しないでください。

様式第16号 (第 7 条関係)

都 市 再 生 住 宅 明 渡 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所

住 宅 名 大津駅西地区都市再生住宅 号室

氏 名 印

電話番号

住宅を明け渡したいので、次のとおり届け出ます。

明 渡 年 月 日	年 月 日		
移 転 先			
明 渡 理 由			
模様替え、増築等に対する処置			
家 賃	完 納	未 納	未納金の納付方法
		月分	
		円	
調査員意見			
氏 名 印			
備考			

(裏)

残 存 物		
修 繕 箇 所	入 居 者 負 担 分	
	大 津 市 負 担 分	
鍵 そ の 他		

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第151号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 大津市手数料条例施行規則（平成13年規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（低炭素建築物の性能に係る評価者）

第 5 条 条例別表第61項第 1 号アの表 1 の項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

条例別表第61項第 1 号ア又は同号イ(ア)に掲げる場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関

条例別表第61項第 1 号イ(イ)又は(ウ)に掲げる場合 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第 1 項に規定する指定確認検査機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する業務を行う者に限る。）

第 2 条 大津市手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 5 条各号列記以外の部分及び同条第 1 号中「別表第61項第 1 号ア」を「別表第60項第 1 号ア」に改め、同条第 2 号中「別表第61項第 1 号イ(イ)」を「別表第60項第 1 号イ(イ)」に改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成25年 7 月 7 日から施行する。

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第152号

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

大津市食品衛生法施行細則（平成21年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「大津市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例」を「大津市食品衛生法施行条例」に、「第 2 条第 3 項」を「第 3 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第153号

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則（平成12年規則第134号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第13条」を「第15条」に改める。

第 9 条中「第11条」を「第13条」に改め、同条第 2 号中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条を第10条とする。

第 8 条第 1 項中「第10条」を「第12条」に、「様式第 9 号」を「様式第11号」に改め、同条第 2 項中「様式第 10号」を「様式第12号」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条中「第 9 条」を「第10条及び第11条」に、「及び条例第11条」を「並びに条例第13条」に、「直前」を「直後」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「様式第 8 号」を「様式第10号」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条第 2 項中「様式第 7 号」を「様式第 9 号」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（延長保育の利用の承認申請）

第 4 条 保護者は、条例第 8 条第 1 項の規定により延長保育の利用の承認を受けようとするときは、大津市立児童クラブ延長保育利用承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 保護者は、条例第 8 条第 1 項の規定により承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

3 保護者は、条例第 8 条第 3 項又は前項の規定による申出をしようとするときは、大津市立児童クラブ延長保育利用中止（変更）承認申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

様式第 10 号中「第 8 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を様式第 12 号とする。

様式第 9 号中「第 8 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を様式第 11 号とする。

様式第 8 号中「第 5 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式を様式第 10 号とする。

様式第 7 号中「第 4 条関係」を「第 5 条関係」に改め、同様式を様式第 9 号とし、様式第 6 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 7 号 (第 4 条関係)

大津市立児童クラブ延長保育利用承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

保護者氏名

電話番号 ()

延長保育を利用したいので、大津市立児童クラブ条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日
児 童 ク ラ ブ 名	大津市立 児童クラブ		学年
利 用 時 間	午後 6 時から午後 時 分まで		
利 用 希 望 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
申 込 理 由			

(保護者の勤務状況)

保 護 者 氏 名	続柄 ()	続柄 ()
勤 務 先 名 称 所 在 地 連 絡 先	()	()
勤 務 時 間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
時 間 外 ・ 変 則 勤 務 の 状 況		
勤務先から児童 クラブまでの交 通手段と所要時 間	交通手段 所要時間 時間 分	交通手段 所要時間 時間 分

承認期間中は、利用の有無にかかわらず延長保育料が発生します。

様式第 8 号 (第 4 条関係)

大津市立児童クラブ延長保育利用中止 (変更) 承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

保護者氏名

電話番号 ()

次のとおり延長保育の利用を中止 したいので、大津市立児童クラブ条例第 8 条第 3 項
変更 大津市立児童クラブの管理運営に関する規則第 4 条第 2 項
の規定により申請します。

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日
児 童 ク ラ ブ 名	大津市立 児童クラブ		
中 止 (変 更) 内 容			
中 止 (変 更) 理 由			

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第154号

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則 (平成18年規則第26号) の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第 2 項中「大津市地域密着型サービス・施設サービス
運営委員会 (以下「運営委員会」を「大津市附属機関設置条例 (平成24年条例第49号。以下この条において「条
例」という。) 第 1 条の規定により設置する大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会 (以下「委員
会」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 条例第 4 条の規定に基づく委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

委員会は、市長の諮問に応じ、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業
者の指定又は介護保険施設の許可に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、アからエまでに掲げる条例別表委員の構成

欄に規定する委員の区分に応じ、当該アからエまでに定める数とする。

ア 学識経験を有する者 2 人以内

イ 介護サービス事業者（大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）第4条に規定する介護サービス事業者をいう。） 2 人以内

ウ 市民団体から選出された者 2 人以内

エ 市長が指名する市職員 6 人以内

委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

会議は、原則として公開する。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は介護保険施設の許可を受けようとする者の事業計画の審査については、出席した委員による審査結果に基づき議長が定める方法により決するものとする。

委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

委員会の庶務は、健康保険部介護保険課において処理する。

前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第7条第1項中「、第111条」及び「、第131条の13第1項」を削り、「、第140条、第141条の22第1項及び第140条の30第1項」を「及び第140条の22第1項」に、「休止」を「、施行規則第131条の13第1項及び第140条の30第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書（様式第4号の2）により、休止」に改める。様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所 在 地

事 業 者 名 称

印

代表者氏名

次のとおり指定又は許可を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号																			
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

指定又は許可内容を変更した事業所又は施設		名 称
		所在地
サ ー ビ ス の 種 類		
変更があった事項		変 更 の 内 容
1	事業所又は施設の名称	(変更前)
2	事業所又は施設の所在地	
3	主たる事務所の所在地	
4	代表者又は開設者の氏名及び住所	
5	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)	
6	事業所又は施設の建物の構造、専用区画等	
7	備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴事業に限る。)	
8	事業所又は施設の管理者の氏名及び住所(介護老人保健施設を除く。)	
9	サービス提供責任者の氏名及び住所	
10	運営規程	(変更後)
11	協力医療機関(病院)又は協力歯科医療機関	
12	事業所の種別	
13	提供する居宅療養管理指導の種類	
14	特別養護老人ホームにおいて短期入所生活介護サービス等を行う場合における単独型、空床利用型又は併設型の別	
15	入所者又は入院患者の定員	
16	福祉用具の保管及び消毒の方法(当該保管又は消毒を委託している場合にあっては、当該他の事業者による保管又は消毒の方法)	
17	併設する施設の概要	
18	役員の氏名及び住所	
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変 更 年 月 日		年 月 日

備考

- 1 該当項目番号に を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号の 2 (第 7 条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所 在 地

事 業 者 名 称

印

代 表 者 氏 名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号												
指定内容を変更した事業所又は施設		名 称												
		所在地												
サ ー ビ ス の 種 類														
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容												
1	事業所又は施設の名称	(変更前)												
2	事業所又は施設の所在地													
3	申請者の名称													
4	主たる事務所の所在地													
5	代表者の氏名、住所及び職名													
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)													
7	事業所又は施設の建物の構造、専用区画等													
8	事業所又は施設の管理者の氏名及び住所													
9	運営規程	(変更後)												
10	協力医療機関 (病院) 又は協力歯科医療機関													
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制													
12	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項													
13	役員の氏名及び住所													
14	本体施設、本体施設との移動経路等													
15	併設施設の状況等													
16	介護支援専門員の氏名及び計画作成担当者の氏名等													
変 更 年 月 日		年 月 日												

備考

- 1 該当項目番号に を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第 3 条第 3 項第 3 号本文の規定にかかわらず、平成27年 3 月31日までとする。

大津市美術展覧会開催規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市長 越 直 美

大津市規則第155号

大津市美術展覧会開催規則の一部を改正する規則

大津市美術展覧会開催規則 (平成10年規則第37号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 3 号中「第12条に規定する展覧会委員会」を「大津市附属機関設置条例 (平成24年条例第49号。以下「条例」という。) 第 1 条の規定により設置する大津市美術展覧会審議会 (以下「審議会」という。)」に改め、同項第 5 号中「展覧会委員会」を「審議会」に改める。

第12条を次のように改める。

(大津市美術展覧会審議会)

第12条 条例第 4 条の規定に基づく審議会の組織、運営等に関し必要な事項は、次項から第13項までに定めるとおりとする。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、展覧会の企画及び運営に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 審議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集し、その議長となる。
- 9 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 10 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 12 審議会の庶務は、市民部文化・青少年課において処理する。
- 13 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第13条第 4 項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第12条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成26年 3 月31日までとする。